

＜対象＞ 要支援・要介護認定を受けている方、身体障害者手帳をお持ちの方

バリアフリー工事にかかる費用の一部を助成します (神戸市住宅改修助成制度のご案内)

高齢者や障害者が住み慣れた自宅で安全に、快適に暮らせるように、
作業療法士や建築士などの専門チームが、対象者ご自宅を訪問して、
身体状況に応じた住宅改修計画を作成し、工事費用の一部を支給します。

【対象者・対象工事】

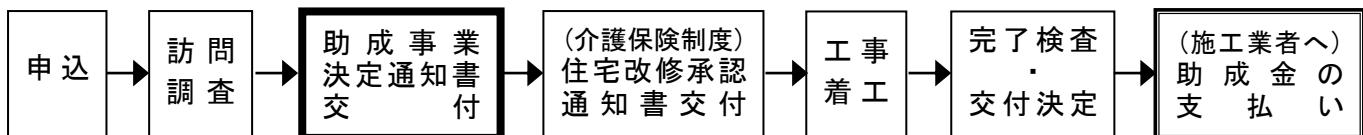
- ◎介護保険の要支援・要介護認定を受けた方や、身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。
- ◎新築・建替えや、増改築、既設の破損・老朽化を理由とした取替・修繕等は、対象外です。
- ◎原則として、1世帯につき1回限りご利用いただけます。

【所得要件】

世帯構成員のうち生計の中心となる方の前年分の総所得金額が600万円(給与以外に収入がない場合は給与収入で800万円)を超える世帯は、この制度をご利用いただけません。

- ※ 生計の中心となる方とは、世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方です。
- ※ 住民票のうえでは世帯を分離していても現に同居している方については、すべて同一世帯構成員とみなします。

【手続きの流れ】(詳しくは内側ページをご覧ください)



«ご注意»

- ※ 事前申込みが必要です。工事着工後のお申込みはできません。
- ※ 「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」の交付を受けてから、施工業者に連絡し工事にとりかかってください。通知書の交付前に着工された場合、助成金をお支払いできません。
- ※ 介護保険住宅改修と併用される場合は、上記助成事業決定通知書の交付後、別途、介護保険住宅改修の事前承認願の申請を行ってください。
- ※ お申し込み(必要書類の提出)から決定通知書交付・工事着工まで、3か月程度かかる場合があります。

☆お問い合わせ:(一財)神戸在宅医療・介護推進財団 TEL078-743-8323

北区しあわせの村1-18住宅改修事務室 (土・日・祝および年末年始は休業)

*神戸市から「神戸市住宅改修助成事業」の運営を受託して実施しています。

☆お申込み: ①要支援・要介護の認定を受けた方

…お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ

②身体障害者手帳をお持ちの方

…お住まいの区役所保健福祉部保健福祉課へ

③身体障害者手帳をお持ちの方のうち、65歳以上又は要支援・要介護の認定を受けている方

…お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ

神戸市住宅改修助成制度 手続きの流れ

【お申込みの前におたずねします】

これまでにこの助成制度を利用されたことはありませんか？

この助成制度は、原則として1世帯につき1回限り利用していただける制度です。

1. お申し込み

【注意】

※申込書には必ず連絡先を記入してください。

※要支援・要介護認定の有効期間は工事完了確認時まで必要です。

※所得関係書類の追加提出をお願いすることもあります。

※(5)①、(6)については、6月以前と7月以後の申込日により、提出いただく書類の「年度・(暦)年分」が異なりますので、各申込場所でご確認ください。

※申請時に(10)を提出した場合、(9)は不要です。

※「無料耐震診断」については、最終面をご覧ください。

■申込場所

○要支援・要介護認定者 …お住まいの地域のあんしんすこやかセンター

○身体障害者手帳所持者 …お住まいの区役所保健福祉部保健福祉課

○身体障害者手帳を所持し、65歳上又は要支援・要介護の認定がある方 …お住まいの地域のあんしんすこやかセンター

■提出書類

【共通】

(1)住宅改修助成事業申込書

(2)住宅改修助成事業申込に関する調査票

申込場所でお渡ししています

※神戸在宅医療・介護推進財団のホームページ

からダウンロードも可能です

(3)①要支援・要介護認定結果が分かるもの(被保険者証等のコピー) 又は
②身体障害者手帳(コピー)

(4)世帯全員の「住民票」

(5)①世帯全員分の市民税・県民税「所得・課税(非課税)証明書」又は
②「生活保護の適用証明書」(生活保護世帯の場合)

(6)所得税額の証明書類(コピー可。市民税・県民税が課税されている場合に提出)
①確定申告をされた方…「確定申告書」の控((5)①と同じ「暦年分」の所得)
②確定申告をされなかった方…(5)①に書かれた収入・所得額を証明できる所得税の「源泉徴収票」(給与、年金など)

(7)施工業者が作成した現状の間取図、希望工事概要図

【戸建て住宅の場合】

(8)耐震診断確認シート(神戸市住宅改修助成事業様式)

(9)建築年月、建物の構造が確認できる書類(①②③のいずれかひとつ)

①建築確認通知書(写)、②検査済証(写)、③固定資産課税台帳登録事項証明書

(10)昭和56年5月以前着工の戸建住宅などは、耐震診断結果の書類が必要

【公営住宅の場合】

(11)訪問調査後、改修計画が決まってから、模様替え申請承諾書(コピー可)を神戸在宅医療・介護推進財団へ提出。ただし、提出いただくまでは決定通知・工事着工ができませんので、ご注意ください。

■施工業者について

事前に施行業者を決めてください。訪問調査の日時を調整するため、神戸在宅医療・介護推進財団より申請者、施工業者にお電話いたします。

※どのような業者に工事を頼めばよいか分からぬ場合は、「すまいるネット」に相談すれば、業者選びを手伝ってもらいます。

すまいるネット:電話 078-647-9900、10時~17時、水・日・祝日定休



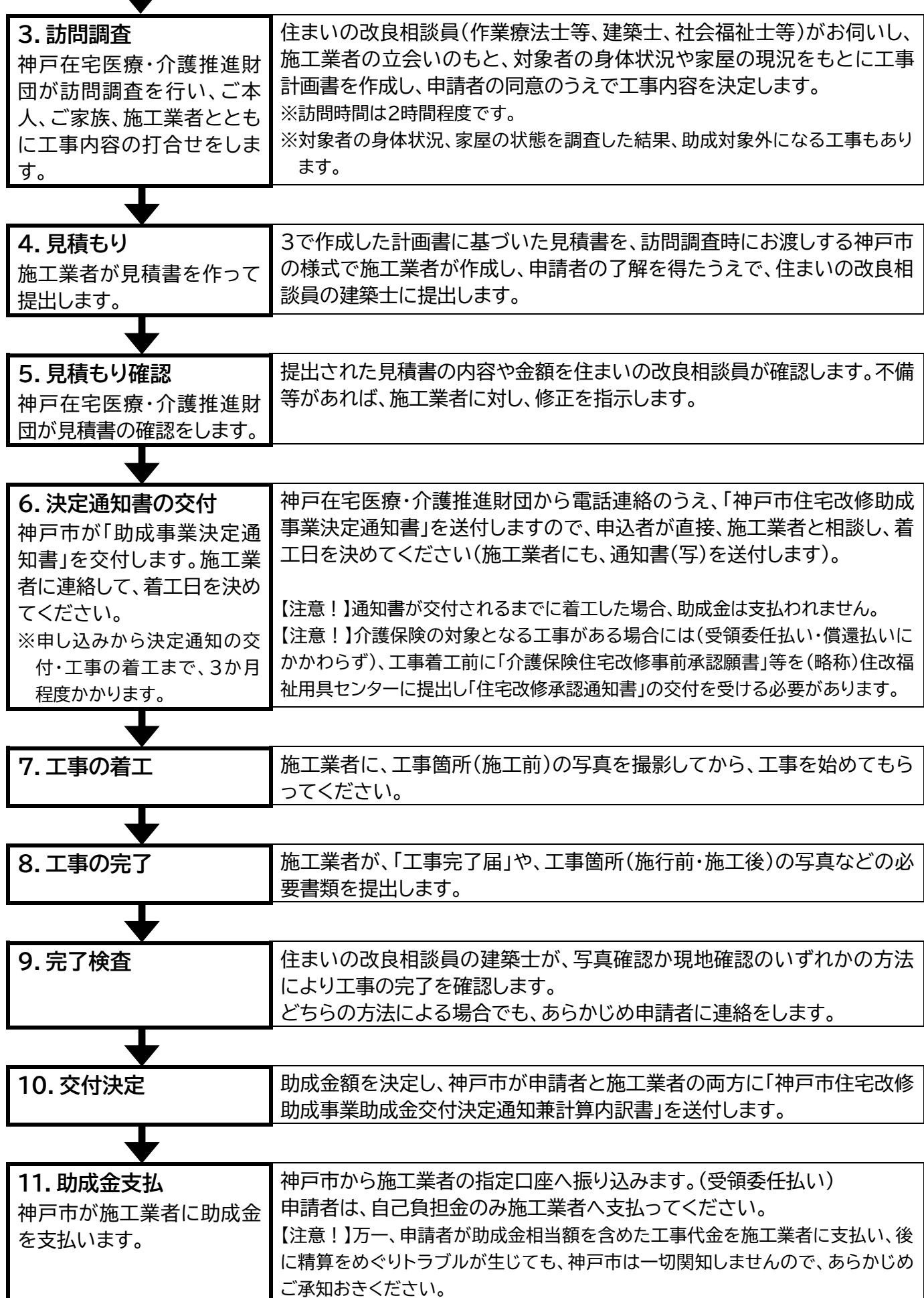
2. 聞き取り調査、日程調整

神戸在宅医療・介護推進財団に書類が届き次第、順次、お電話で聞き取り調査をします。

ア. 神戸在宅医療・介護推進財団より電話による聞き取り調査を行います。

申込み時にお書きいただいた調査票、図面をもとに、作業療法士等が対象者の身体状況、改修希望箇所を聞き取ります。

※段差解消機、階段昇降機、リフト等の設置工事に関するご相談ください。(施工業者にも訪問調査時に立ち会いをしていただきます。)



無料耐震診断について

※昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅などの場合に、耐震診断書の提出が必要です。

- 耐震診断が必要な場合は、「すまいるネット」に無料診断を申し込んでください。無料耐震診断を受けられない建物もあるので、「すまいるネット」にご確認ください。
- 診断を受けられない場合、「耐震診断書提出対象外報告書」を提出してください。
- 耐震診断結果が発行されるまでは、「誓約書①」又は「誓約書②」を提出してください。賃貸の場合、これらの書類の取得に係る建物所有者の同意書が必要です。

すまいるネット:電話 078-647-9900、10 時~17 時、水・日・祝日定休

いくら助成金をもらえるの？

助成金額はこのように計算されます(計算の一例です)

【計算手順】

- ① 工事金額合計のうち、助成対象工事を 100 万円(介護保険 20 万円含む)まで助成します。
- ② 対象工事は住まいの改良相談員が「訪問調査により決定した改修工事」とします。
- ③ 決定通知書を受け取った後、改修工事を開始してください。
- ④ ②で計算した金額に助成率(下表参照)を掛け合わせた結果が、助成金の額です。

世帯区分(生計中心者の課税状況等)	助成率	自己負担率
生活保護	3/3	0
市民税非課税	9/10	1/10
所得税非課税・市民税均等割課税	9/10	1/10
所得税非課税・市民税所得割課税	2/3	1/3
所得税課税(7万円以下)	1/2	1/2
所得税課税(7万円超)	1/3	2/3
所得 600 万円超(給与 800 万円超)	助成されません	3/3

例えば、生計中心者(世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方)の所得税額が 5 万円の世帯への助成率は、2 分の 1 になります。

訪問調査の結果、20 万円分の介護保険対象工事を含む 134 万円の改修工事が決定した場合、以下のとおり助成額は 40 万円になります。

(対象者の介護保険の自己負担割合が 1 割ならば、世帯の負担額は 76 万円になります。)

工事金額合計 134 万円				
助成制度 限度額超過 34 万円	助成制度限度額 100 万円			
	介護保険 20 万円(注1)		助成制度(介護保険除く)上限 80 万円(注1)	
	自己負担 2万円 (注2)	保険給付 18万円 (注2)	自己負担 40万円	助成金 40万円 (80 万円×助成率 2 分の 1)
A	B	C	D	E
助成金 E=40 万円 介護保険給付 C=18 万円 世帯の負担 A+B+D=76 万円				

(注1)助成対象工事の内に、介護保険等を利用する工事がいくら含まれているかや、介護保険住宅改修費等の利用可能額がいくら残っているかに関わらず 20 万円を差引きます。

(注2)B 欄と C 欄の額は、介護保険の自己負担割合により変わります。